

フレッシュカード電子マネーサービス 利用規約

第 1 条(目的)

本規約は、JR 北海道フレッシュキヨスク株式会社(以下「当社」といいます。)が発行する、フレッシュカードに付帯する「電子マネーサービス」について規定するもので、フレッシュカードの利用者(以下「お客様」といいます。)は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第 2 条(定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1)「フレッシュカード電子マネー」(以下「電子マネー」といいます。)&は、当社が発行するフレッシュカードまたは当社所定のアプリを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)「フレッシュカード電子マネーサービス」(以下「電子マネーサービス」といいます。)&とは、お客様が当社の電子マネーサービス取扱店に対して、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品・役務(以下「商品等」といいます。)&の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりフレッシュカードにチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3)「フレッシュカード」とは、お客様が電子マネーを管理および利用するためのカードで、本規約末尾に記載されているジェイアール生鮮市場マークを付したカードをいいます。
- (4)「お客様」とは、本規約を承認のうえ、所定の手続きをされ、当社が入会を認めてフレッシュカードを利用される方をいいます。
- (5)「チャージ」とは、第 4 条に定める方法により、お客様がフレッシュカードに電子マネーを加算することをいいます。
- (6)「電子マネー残高」とは、お客様が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

第 3 条(フレッシュカード発行手数料)

1. お客様は、フレッシュカードの発行に際し、当社所定の発行手数料を支払うものとします。
2. 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料をお返しいたしません。

第 4 条(チャージ上限金額等)

1. お客様は、当社所定の場所、方法にてフレッシュカードまたは当社所定のアプリを用いて、1,000 円以上 1,000 円単位、1 回当たり 49,000 円までチャージすることができます。なお、お客様は、フレッシュカードおよび当社所定のアプリの両方を利用することができますが、チャージの上限は、両方を通じて 90,000 円となります。
2. 当社は、前項に定める入金額に加え、お客様のフレッシュカードまたは当社所定のアプリに金額を付与することがあります。(以下、この付与する金額を「プレミアム」といいます。)
3. プレミアムは、当社が実施するキャンペーン等において、お客様のチャージ金額等に応じて付与されます。
4. プレミアムの上限額は、フレッシュカードおよび当社所定のアプリの両方を通じて 10,000 円となります。また、フレッシュカードおよび当社所定のアプリの両方を通じて蓄積できるチャージ金額とプレミアムの合計金額は、100,000 円を上限とします。

第 5 条(電子マネーサービスの利用)

1. お客様は、フレッシュカード、または当社所定のアプリに表示されるバーコードを、当社電子マネーサービス取扱店に設置された読取端末に提示する方法により、電子マネーを利用して商品またはサービスの代金を支払うことができます。ただし、金券類その他の金券類・たばこ・はがき・切手・印紙類・宅配便・店頭販売、その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. お客様が当社で電子マネーサービスを利用して商品またはサービスを購入する場合、電子マネー残高から購入代金を差し引くことにより、金銭にて代金をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
3. お客様は、当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法と電子マネーを併用することができるものとします。電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合、お客様は、当該不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
4. お客様が当社において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる電子マネーカードの枚数は、1 枚に限りま
5. お客様は、電子マネーサービスを利用した場合、当社が交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。なお、その場で申し出がない場合には、お客様は、当該電子マネー残高について誤りがないものと承認されたものとみなします。

第 6 条(アプリ上のバーコードによるチャージ等)

1. お客様は、当社所定のチャージ端末に当社所定のアプリに表示されるバーコードを読み取らせ、現金を投入する方法により、電子マネー残高をチャージすることができます。
2. 前項のバーコードは、お客様に付与された電子マネー残高に紐づく識別情報であり、当該バーコードの提示または読取端末での使用により行われた決済またはチャージは、お客様本人によるものとして取り扱います。
3. チャージは、所定のサーバーに入金額が正常に記録され、電子マネー残高へ反映された時点で成立するものとします。
4. お客様は、スマートフォン端末、アプリ、ログイン情報その他バーコード表示に必要な情報を善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に使用させ、貸与し、譲渡し、またはバーコード画像を共有してはならないものとします。
5. お客様は、端末の紛失、盗難、不正アクセスその他第三者による無権限利用のおそれが生じた場合、直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。
6. 通信障害、機器障害、読取不良、システム保守その他の事由により、バーコードによる決済ま

たはチャージができない場合があります。

第 7 条(フレッシュカード電子マネー残高)

1. お客様は、電子マネー残高を当社所定のアプリ、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、または本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにより照会することができるものとします。
2. お客様は、電子マネーの利用履歴をスマートフォン等の当社所定の方法にて確認することが出来ます。
3. システムの仕座上、照会・確認の結果として表示できる内容および件数には限りがあります。また、照会・確認に際しての、電話料金およびインターネット利用代金等は、お客様のご負担となります。

第 8 条(フレッシュカード資格の有効期限・フレッシュカード資格喪失後の残高取扱)

1. お客様は、最後に電子マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から 2 年が経過した日をもって自動的にフレッシュカードを利用することが出来なくなります。この場合、フレッシュカードは電子マネー残高の有無によらず無効となり、電子マネー残高の払い戻しはできないものとします。
2. フレッシュカードの有効期限は、当社より交付されたレシートの印字等ででも確認できます。また、電子マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、レシートのほかスマートフォン、当社ホームページまたは本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。なお、照会に際しての、電話料金、およびインターネット利用代金はおお客様のご負担となります。

第 9 条(フレッシュカード電子マネーの合算および移行)

1. 複数のフレッシュカードの電子マネー残高を合算することはできないものとします。
2. お客様は、当社が認めた場合を除き、フレッシュカードの電子マネーを他のフレッシュカードへ移行することはできないものとします。

第 10 条(フレッシュカード電子マネーサービスの利用ができない場合)

お客様は、次のいずれかに該当する場合、その期間においては、チャージ、電子マネーサービスの利用、ならびに電子マネー残高の照会ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社の電子マネーサービス提供システムに故障が生じた場合、または保守管理等のために当該システムの全部または一部を休止する場合
- (2) フレッシュカードの破損、または当社電子マネー取扱店の機器の故障、停電その他の事由により電子マネーが利用できない場合
- (3) その他やむを得ない事由がある場合

第 11 条(換金等不可)

第 21 条の場合を除き、電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第 12 条(フレッシュカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等)

当社が認めてフレッシュカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会された電子マネー残高は、再発行されたフレッシュカードに引き継がれるものとします。この場合、お客様に第 3 条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。

第 13 条(フレッシュカード紛失・盗難等)

フレッシュカードの紛失、盗難、その他の事由によりフレッシュカード未使用残高が消失した場合、または第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその責任を負いません。

第 14 条(不正使用等の禁止)

1. お客様は、フレッシュカードの偽造・変造・改ざん、その他の不正な方法による使用することとはできません。
2. お客様が本規約に違反した場合、当社は、電子マネーサービスを終了できるものとします。
3. お客様が本規約に違反したことにより当社および他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えた場合、当社は、お客様に対して損害賠償の請求を行うことがあります。

第 15 条(貸与等の禁止)

お客様は、フレッシュカードを他人に貸与もしくは譲渡し、または買入れ等の担保に供することとはできません。

第 16 条(退会および電子マネーサービスの停止)

1. お客様は、電子マネー残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社所定の一定期間が経過したときに、電子マネーサービスが利用できなくなります。
2. お客様が本規約に違反したとき、およびフレッシュカードの利用状況に照らして、サービス利用者として不適当と当社が判断したときは、当社は、当該お客様に対して、事前に通知または催告することなく、電子マネーサービスの利用を停止することができます。この場合、当該お客様の電子マネー残高は、返還しないものとします。
3. お客様が死亡した場合には、フレッシュカードを利用できなくなります。この場合、電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しも行われないものとします。

第 17 条(当社との紛議)

1. お客様が、電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・欠陥・契約不適合責任等の取引上の問題が発生した場合は、お客様と当社との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、お客様は当社に対して、電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第 18 条(業務委託)

当社は、本規約に基づき生じる業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委

託することが出来るものとします。

第 19 条(反社会的勢力の排除)

1. お客様(本条においては電子マネーサービスの利用申込をしようとする方を含みます。)は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)&に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 当社は、お客様が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、電子マネーサービスの利用を停止することができ、当該残高は失効するものとします。また、当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

第 20 条(規約の変更)

1. 当社は、本規約を次のいずれかに該当する場合に変更できるものとします。
 - (1) お客様の一般の利益に適合する場合
 - (2) 前号の場合を除き、社会情勢、経営状況の変化その他の事情に照らして、本規約の変更が合理的である場合。
2. 本規約の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規約の効力が発生するものとします。
3. 第 1 項 2 号による変更の場合、前項の公表時と効力発生日の間には、1 ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

第 21 条(フレッシュカード電子マネーサービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、お客様に対して事前に当社所定の方法で通知することにより、電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - (1) 社会情勢の変化
 - (2) 法令の改廃
 - (3) その他当社のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、法令に基づき、お客様は当社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ったから、法律で定められた一定期間を経過した場合には、お客様は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 22 条(制限責任)

1. お客様が、第 10 条に定める理由その他の理由により電子マネーサービスを利用することができなかったこと起因して生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、前項に定める不利益または損害が当社の故意または重過失により生じたものである場合は、当社はその責任を負うものとします。ただし、当社が責任を負う場合であっても、当社は、逸失利益については、いかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

第 23 条(通知の到達)

当社から会員への通知または連絡は、当社ウェブサイト上への掲載、当社所定のアプリへの掲載、または当社店舗への掲示により行うものとします。これらの通知または連絡は、掲載または掲示された時点でお客様に到達したものとみなします。

第 24 条(合意管轄裁判所)

お客様は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【フレッシュカードに付されるフレッシュカードマーク】



【ご相談窓口】

フレッシュカード電子マネーサービスに関するお問合せ、ご相談等は、当社のホームページをご参照いただくか、下記にご連絡ください。

<フレッシュカードに関するお問合せ先>

JR 北海道フレッシュキヨスク株式会社 生鮮市場事業本部
〒060-0906 北海道札幌市東区北 6 条東 3 丁目 3 番 20 号
TEL:011-741-6081 9 時～17 時まで(土・日・祝日・年始休業日は除く)

<フレッシュカード専用ホームページ>

<https://www.jr-seisen.jp/>